

答 申

第 1 審査会の結論

長崎県教育委員会教育長（以下「実施機関」という。）が、令和元年 10 月 31 日付け 31 教生第 223 号で審査請求人に対して行った公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）において不開示とした部分のうち、以下に掲げる部分については開示すべきであるが、その余について不開示としたことは妥当である。

< 開示すべき部分 >

- ・ 納入通知書兼領収証書のうち、金額が記載されている部分
- ・ 買受人の決定に係る伺文書（起案日 H31/03/08）のうち、起案文欄の「【契約金額】」の金額が記載されている部分
- ・ 平成 31 年 3 月 6 日付け見積書のうち、金額が記載されている部分（付記されたものを含む）

第 2 審査請求に至る経過

1 開示請求の内容

審査請求人は、2019 年 10 月 21 日付けで、長崎県情報公開条例（平成 13 年長崎県条例第 1 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定により実施機関に対して、「教育委員会における長崎県青少年体験活動推進協会が所有していた車輛の入札及び落札に関する情報一切（以下「本件文書」という。）」について、開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 本件処分の内容

実施機関は、本件開示請求に対し、令和元年 10 月 31 日付けで、条例第 7 条第 6 号イに該当するとして本件処分を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求の経緯

審査請求人は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し令和元年 12 月 12 日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「すべて黒塗りなので情報の開示にならない。公用車の売却は税金の処分に当たるので納税者に公開すべきである。」というものである。

2 審査請求の理由及び反論書等における実施機関への反論

審査請求人が審査請求書及び反論書において主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

肝心なことは誰にいくらで売ったのかということが確認できなければ全く情報を開示したことにならない。

実施機関が主張する県の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれや当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ等について、証拠と根拠を示すこと。

当該車輛の売払い処分に関する一切の文書を開示すること。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張は、弁明書及び口頭説明によれば、おおむね次のとおりである。

1 原処分を妥当とした理由

(1) 条例第7条第6号イの該当性

実施機関が見積執行通知書を発出した相手方（以下「見積合わせ参加者」という。）の情報を開示した場合、見積合わせ参加者が公表されることを想定していない事業活動が明らかになることによって、事業者の県に対する信頼が失墜し、県の当事者としての地位を不当に害することになる。

また、今後の公用車売却に係る契約事務に関して、取得価格に対する償却額の残存評価額がゼロである物品の売却において、適正な買受価格が見積もられず、競争性が損なわれ、県が正当な利益を得ることができなくなるという理由から、「法人名、同代表者名、同代表者印影、同担当者名、同住所、同電話番号及び契約金額」を不開示情報とした。

(2) 条例第7条第3号の該当性

本件物品の売払いについては、公にすることによって、契約金額が明らかになることで仕入れ値が他者に知られ、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、見積合わせの結果に関しては、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を保守する必要から不開示とすることとした。

また、当該不開示情報は、人の生命、健康等を保護するため公にすることが

必要でないことは明らかである。

なお、当該根拠条号については、本件処分時には記載していなかったが、審査請求がなされたため弁明すべきと判断し、弁明書において追記した。

(3) その他

すべて黒塗りとはしておらず、不開示としているのは法人関係部分と契約金額であり、財務規則に基づき複数の者による見積合わせより適切に契約を行ったことについては開示した部分から解釈可能であるから、納税者の理解は得られると判断する。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件処分について、条例の趣旨に照らし審査した結果、以下のよう
に判断する。

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、公文書の開示を請求する権利を明らかにするとともに、公文書の開示及び情報提供等の推進に関し必要な事項を定めることにより、県の諸活動を説明する県の責務が全うされるようにし、県政に対する理解と信頼を深め、もって県民参加による公正で開かれた県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、公文書の開示請求にあっては、「原則公開」の理念のもとに、条例の解釈及び運用に当たらなければならない。

2 条例の規定について

本件処分に係る公文書において、実施機関が部分開示の理由としている条例第7条各号の規定を確認したうえで、部分開示決定の妥当性について判断した。

(1) 条例第7条第3号について

本号本文は、開示請求に係る公文書に、法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるものを不開示とすることを定めている。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報は、上記に掲げるものであっても、開示するものと

規定している。

(2) 条例第7条第6号について

本号は、県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は地方三公社が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を不開示とすることを定めている。

ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は地方三公社の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 県、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等、地方独立行政法人又は地方三公社に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

ここで「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は、アからオまでに例示的に掲げられたものに限定されるものではなく、また、「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるもの」の「支障」の程度は、名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」についても、抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する程度の蓋然性が必要であると解されている。

3 不開示情報の該当性について

当審査会において、本件文書を実際に見分し実施機関に確認したところ、次のように判断した。

- (1) 本件文書は、長崎県青少年体験活動推進協会が所有していた車輛に係る平成30年度の随意契約（見積合わせ）による売払い処分関係文書であり、納入通知書兼領収証書、買受人の決定に係る伺文書（起案日 H31/03/08）、平成31年3月6日付け見積書、平成31年3月2日付け見積り辞退届、電話口頭受理用紙（見積書または見積り辞退届未提出者に対する参加意思確認の連絡）並びに売払い処分の実施に係る伺文書（起案日 H31/02/25）、見積

執行通知書、見積書の様式、見積り辞退届の様式、自動車検査証からなっている。

このうち、不開示とされた「法人名、同代表者名、同代表者印影、同担当者名、同住所、同電話番号（以下「法人名等」という。）」に係る情報が記載されている文書は、、、、 及び で、「契約金額」に係る情報が記載されている文書は、、 及び である（ については、結果として契約金額となった見積金額のこと。以下同じ。）。

(2) 法人名等について

ア 法人名等のうち、法人名、同代表者名、同担当者名、同住所、同電話番号については、見積合わせ参加者である法人に係る情報であり、法人代表者印影は、見積書を提出した落札者及び見積り辞退届を提出した法人に係る情報である。

イ 条例第7条第3号について

見積合わせ参加者について、どこが見積書を提出し、どこが辞退届を提出したか、また、辞退届も見積書も提出しなかった等の情報は、当該法人の事業活動に直接関係するものといえ、さらに、当該情報が一つでも公になれば、落札した法人を容易に特定することが可能となるおそれがあるともいえるのであり、公になることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると思料する。

よって、当該情報については、条例第7条第6号イについて判断するまでもなく、同条第3号の不開示情報に該当する。

(3) 契約金額について

ア 条例第7条第3号について

契約金額は、落札した法人が見積書に記載した金額と同じものである。一般的に、見積金額をどのように算定したかについては、当該法人の事業情報と捉えることが可能であり、契約金額が明らかになることで仕入れ値が他者に知られることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとの実施機関の主張も一定理解できるところである。また、当該不開示情報は、人の生命、健康等を保護するため公にすることが必要であるとは認めがたいものである。

しかしながら、このようなおそれが生じるのは、当該法人が特定されている場合であり、法人が特定されていなければ、当該おそれがあるとまではいい難い。

本件においては、上記(2)のイで判断しているとおり、法人名等について不開示とするならば、契約金額について開示したとしても、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれが生じるとは考え難いと考

える。

よって、当該情報については、条例第7条第3号に該当するとは認められない。

イ 条例第7条第6号イについて

実施機関は、契約金額が公になると、今後の公用車売却に係る契約事務に関して、取得価格に対する償却額の残存評価額がゼロである物品の売却において、適正な買受価格が見積もられず、競争性が損なわれ、県が正当な利益を得ることができなくなると主張する。これは、売却金額が安い金額ということが分かったら、もう少し高い金額で見積りを出す可能性があるものを低くしか出さなくなることにより、県にとって正当な利益（収入）を得ることができなくなるとい趣旨のようである。

しかしながら、実施機関の説明によると、本件のような公用車の売却の手続きの実例は、ここ10年ぐらいではこの1件だけということであり、今後とも同様の事例が繰り返されるという状況にはないとのことである。

そうであれば、適正な買受価格が見積もられず、競争性が損なわれ、県が正当な利益を得ることができなくなるといおそれも、抽象的な可能性にとどまるものといわざるを得ない。

よって、当該情報については、条例第7条第6号イに該当するとも認められない。

- (4) したがって、上記(3)の部分については開示すべきであるが、実施機関がその余について不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、反論書において種々主張するが、いずれも当審査会における前記判断を左右するものではない。

5 結論

以上のことから、前記「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 付言

実施機関は、本件処分に当たり、不開示理由の根拠について、本件処分時には条例第7条第6号イ該当と審査請求人に通知していたが、審査請求がなされたことを理由として、弁明書において第7条第3号を追加している。

条例第7条各号に規定する不開示情報の適用については、慎重かつ適切に判断されなければならない、十分に検討のうえ処分を決定してしかるべきである。

実施機関においては、条例の趣旨を十分理解のうえ、今後適切な運用が図られるよう当審査会として要望する。

審査会の審査経過

年月日	審査経過
令和2年3月16日	・実施機関から諮問書を受理
令和2年8月25日	・審査会（審査）
令和2年9月24日	・審査会（実施機関聴取及び審査）
令和2年10月27日	・審査会（審査）
令和2年11月24日	・審査会（審査）
令和2年12月18日	・審査会（審査）
令和3年1月12日	・答申

答申に関与した長崎県情報公開審査会委員

氏名	役職	備考
植木博路	弁護士	会長
佐藤烈	長崎新聞社取締役経営企画室長	
朝長真生子	司法書士	
藤野美保	長崎行政監視行政相談センター 行政相談委員	会長職務代理者
横山均	長崎県立大学地域創造学部教授	